

**令和5年度第2回
音更町地域公共交通活性化協議会
議案**

と き 令和5年9月19日（火）午後4時から
と ころ 音更町役場3階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 出席者紹介

4 議 件

議案第1号 コミュニティバスへのフリー降車制度の試験導入
について

議案第2号 障がい者運賃割引制度の導入について

議案第3号 高齢者を対象にした公共交通に関する勉強会の開催
について

5 その他

議案第1号 コミュニティバスへのフリー降車制度の試験導入について

1 試験導入の目的等について

本町では、昨年度新たに策定した「音更町地域公共交通計画」に基づき、目標年度の令和9年度までに、基本理念である「町民の思いをつないだ公共交通ネットワークがつくる住みよいまち おとふけ」の実現を目指して各種施策を展開することで、この計画の推進を図ることとしている。

この計画の基本方針1「町民の移動ニーズに即した公共交通の利便性の向上」に掲げる施策①「コミュニティバスの利便性向上」において、運行内容の改善のほか、フリー乗降の導入を検討することとしている。

このことを踏まえて、コミュニティバスの運行事業者である十勝バス株式会社と北海道拓殖バス株式会社と協議を進め、バス停以外の箇所でも降車することができる、いわゆる「フリー降車」を試験的に導入することで、コミュニティバスの利便性向上を目指すものである。

なお、「フリー降車」の導入に当たっては、冬場を中心に課題が発生することも想定されるため、まず試験的に導入することで、その課題を洗い出し、少しずつ改善を図りながら、運行上の安全確保を最優先にして運用していく予定である。

2 試験導入の箇所

コミュニティバス運行ルート全域

ただし、次に掲げる箇所のほか、実際の交通状況、フリー降車希望箇所の伝達状況、バス停とフリー降車希望箇所の距離などによっては、希望どおりに降車できないことがある。

<フリー降車できない箇所>

- (1) 交差点内やその付近（交差点から5m以内の箇所）
- (2) 大型商業店舗や病院などの駐車場出入口前やその付近
- (3) 坂道やその付近
- (4) 橋の上やその付近
- (5) 除雪の状況などで、降車後の安全が確保できないと乗務員が判断する箇所
- (6) 通行量が多い、バスのすぐ後ろを運行する車両があるなど、停車時や降車後の安全を確保できないと乗務員が判断する箇所
- (7) その他乗務員が停車時や降車後の安全が確保できないと判断する箇所や道路交通法などで停車禁止とされている箇所

3 フリー降車を希望する際の乗務員への伝達方法

- (1) 乗車時に、フリー降車希望で、どのバス停付近で降車希望かを、あらかじめ乗務員に伝えてもらう。
- (2) 乗務員に声が届く範囲の席に着席してもらい、降車希望場所に近づいたら、早めに具体的な場所を指示してもらう。

4 町民への周知

(1) 周知内容

前ページのとおり降車希望箇所の状況やその伝達のタイミングなどによって、必ず希望どおりに降車できる制度ではないことを十分に理解してもらえることを目的に、フリー降車できない箇所、乗務員への伝達方法などの周知を行う。

(2) 周知媒体

- 広報おとふけ
- 町ホームページ
- コミュニティバス運行路線図
- コミュニティバス車内
- コミュニティバス車体後部への掲示物（マグネットなどで、「フリー降車実施中のため、バス停以外の場所で急に停車する場合があります」などと掲示）

5 今後の進め方

10月上旬までに、コミュニティバスの運行事業者である十勝バス株式会社と北海道拓殖バス株式会社から北海道運輸局帯広運輸支局に届出を行い、11月1日からの試験導入を目指して準備を進める。

議案第2号 障がい者運賃割引制度の導入について

1 導入の目的等について

昨年度実施した「音更町地域公共交通計画」の素案に対するパブリックコメントにおいて、障がいのある人が公共交通を利用しやすくなるサービスの実施を検討してほしいとの意見が出された。

このことを受けて、コミュニティバスの運行事業者である十勝バス株式会社・北海道拓殖バス株式会社、農村地域予約制乗合タクシーの運行事業者である音更タクシー有限会社と協議を進め、基本方針3「地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成」に掲げる施策⑦「公共交通の利用につながるきっかけづくり」のうち「買物や通院時におけるコミュニティバスや乗合タクシーの利用を促すサービス」として、障がい者運賃割引制度を導入し、障がいのある人の利用促進を目指すものである。

2 障がい者運賃割引制度の内容

路線バスやタクシーの利用者が混同しないよう、今回の割引制度の対象を、それぞれの運行事業者の既存の取扱いと同様な内容にする。

(1) 対象者

ア コミュニティバス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きのものに限る。）を持つ人

イ 農村地域予約制乗合タクシー

身体障害者手帳、療育手帳を持つ人

(2) 確認方法

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きのものに限る。）又はスマートフォン用デジタル障がい者手帳「ミライロID」を乗務員に提示してもらう。

(3) 割引額

半額

<コミュニティバス>	100円	→	50円
<乗合タクシー>	600円	→	300円
	800円	→	400円
	1,000円	→	500円

3 今後の進め方

10月上旬までに、コミュニティバスの運行事業者である十勝バス株式会社と北海道拓殖バス株式会社及び農村地域予約制乗合タクシーの運行事業者である音更タクシー有限会社から北海道運輸局帯広運輸支局に届出を行い、11月1日からの導入を目指して準備を進める。

議案第3号 高齢者を対象にした公共交通に関する勉強会の開催について

1 開催の目的等について

「音更町地域公共交通計画」に掲げる基本理念「町民の思いをつないだ公共交通ネットワークがつくる住みよいまち おとふけ」を実現するためには、公共交通の利便性向上に加え、地域が一体となりみんなで公共交通を育てていくという意識の醸成が重要である。

このため、基本方針3「地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成」に掲げる施策⑦「公共交通の利用につながるきっかけづくり」として、今年度は、高齢者を主なターゲットにした公共交通に関する勉強会を、公共交通の運行事業者の協力を得ながら開催することで、公共交通に対する町民の意識向上を図ることを目指すものである。

なお、来年度以降は、小中学校などに少しずつ対象を広げていく方向で検討を進めていく。

2 実施内容について

- 路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーの概要や意義の説明
- 路線図やスマホなどを用いた路線や運賃検索の方法の説明
- 実際の車両を活用した乗降体験

3 今後の進め方

高齢者学級、老人クラブ連合会などの事務局や町内会などと個別に相談し、実施が可能な団体等と実施時期や内容について調整した上で開催する方向で準備を進める。